

伊方訴訟ニュース

第45号

1977年5月20日

伊方原発訴訟を支援する会 { 連絡先: 〒530 大阪市北区神明町4 第1神明ビル
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112. 口座大阪 48780 }

原告，弁護団の要請に対し

最高裁から応答なし

前号でお知らせしましたように、今回の裁判長更迭人事に関し、弁護団は最高裁に対して「抗議並びに要請書」(次頁参照)を、さる4月20日付で発送し、5月13日を期限として、それに対する回答を求めています。しかしその期限までには最高裁から何の返事も連絡も無く、弁護団の要請を黙殺したものと思われま

一方、原告団もさる4月27日、3名の代表を最高裁に送り、地元住民の切実な願いを込めた「抗議・要請書」(6頁参照)を提出しました。最高裁は、地元選出の湯山代議士(社会党)から事前に連絡を受けていたにもかかわらず、門のところまで代表を追い返そうとし、強い抗議を受けて、ようやく庶務課長(裁判官出身)が会見に応じたとのこと。代表らは、こもごも、公正な裁判にかける地元住民の期待と、今回の人事の不当性を訴え、「抗議・要請書」を手渡して帰りました。しかし、それに対しても現在までのところ、何の応答もありません。

さる4月21日に予定されていた第22回公判は、植村裁判長の腰痛のためということで延期になりましたが、3名の弁護団代表は松山地裁に行き、最高裁に申し入れを

行ったことを告げるとともに、記者会見に応じました。席上、記者団からも「全くの不意打ち人事で、しかも、新裁判所長との会見も行なわれていない」とか、「いずれにせよ、裁判の進行に水をさすことは明かだ」などと発言が相つぎ、弁護団からの最高裁への申し入れに対し、強い関心が示されていました。

原告、弁護団からの筋道の通った要請を黙殺するという行為により、懸念されていた最高裁の意図は追認されたといえるでしょう。国側は、伊方原発の再度の「実地検証」を申請するなど、裁判引きのぼしの意図を示してきています。原告、弁護団では、困難さを増した法廷での闘いに備えて準備を進めるとともに、一そうの支援を呼びかけています。

第22回公判

松山地裁大法廷

5月26日(木) 午前10時より

裁判官交替に伴う「弁論更新」

最高裁の不当な“人事”を追及し、同時に、本裁判の意義、経過、争点などを明らかにしつつ、裁判長らの自覚を促すために、法廷への結集を!

弁護団，原告団から最高裁に抗議と要請

「弁護団から」

抗議並びに要請書

1. 抗議並びに要請の趣旨

松山地方裁判所昭和48年（行ウ）第5号四国電力株式会社伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求訴訟の原告代理人らは、最高裁判所が昭和52年4月1日付を以て発令した、右事件裁判長村上悦雄の名古屋高等裁判所判事への転勤命令に対し、強く抗議し、同裁判官を前記事件の裁判長として松山地方裁判所に転補させる措置をすみやかにとられることを要請する。

2. 抗議並びに要請の理由

私達は、四国電力株式会社伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求訴訟（松山地方裁判所昭和48年（行ウ）第5号）の原告代理人であります。

本件は、被告内閣総理大臣が、安全性に関して多大の疑問点を有する原子力発電所を、住民を無視した違法な審査手續によって、立地の選定、周辺住民の生命・身体等に及ぼす危険や産業及び環境の保護上等も極めて問題の多い愛媛県佐田岬の瀬戸内海側伊方町に設置することを電力会社に許可した、被告内閣総理大臣の設置許可処分の取消しを求めたのであります。

本件は、わが国最初の、原子力発電所の安全性とその審査手續の適正を問う訴訟であるばかりでなく、実質審理の進行においてもその後の同種訴訟に先行し、最も詳細な審理が

なされてきております。

即ち、昭和48年12月20日渡辺一雄裁判長の下で第一回口頭弁論が開かれて以来、8回の弁論手續の後、昭和50年10月30日第9回口頭弁論から証人尋問に入り、昭和52年3月24日の第29回口頭弁論までに、原告申請の証人藤本陽一他9名、被告申請の証人内田秀雄他8名、合計19名の主尋問反対尋問が行なわれました。これらの証人尋問はいずれも原子力発電所の安全性及び立地選定の適否に関する極めて詳細かつ多岐にわたるものであります。

ところで本件審理は、昭和50年3月13日第6回口頭弁論以来、前回の第29回口頭弁論まで村上悦雄裁判長の下に審理が行われ、原子力発電所の設置許可処分の違法性に関する証拠調べは殆んど終了し、原告側は証拠調べの最後として原告本人尋問に入る予定をしておりました（なお、一原告本人については、すでに主尋問を一部終っている）。期日も、4,5,6月と月一回指定済みであり、7月には結審を迎えること、遅くとも9月には本案判決がなされることが予測されておりました。

他方、本案における証拠調の結果を踏まえて、原告側は1000頁に及ぶ詳細な準備書面を提出し、併せて執行停止手續の疎明をもなし、近く執行停止の申立に対する判断が示されることが予測されておりました。

附言すれば、原告の主張、立証に対し、被告側は本来安全性に関する举证責任を有するにもかかわらず、主張立証は遺憾ながら極めて粗末という他なく、被告書面上明らかなよ

うに、被告自身そのことを自認して反論を放棄し、専ら、「高度の専門技術」論に逃げ込み、なんとか司法判断を回避しようとしている実情であります。しかしながら、本件は原告ら周辺住民の生命・身体の安全に関わる判断であって、「専門技術論」に逃げ込む余地のないことも明らかであります。

以上のように、毎回午前10時から午後5時まで、そして昭和51年5月27日の第13回口頭弁論からは月に連続2日間、延126時間に余る極めて密度の高い証拠調を経て、近く執行停止、本案共に裁判所の判断が示されようとしていた矢先、突然何の予告もなく裁判長が転勤させられたのであります。

右の突然の転勤については、裁判所からは何の予告も連絡もなく、4月7日原告代理人において松山地裁へ電話してはじめて確認した次第であります。もちろん、前回3月24日の期日においても何の徴候もなく（通常、本件のごとき事案の場合には裁判長から代理人に転任する旨の話があるものである）、電話に出た裁判所の関係者の話によっても、「急に変わった」「裁判長は残念がっておられた」とのことです。

右の裁判長の突然の転勤は、単に定期的移動時期における機械的な人事移動の問題としては処理し得ない重大な問題をはらんでいるといわざるを得ません。

裁判長は合議体を主宰し、法廷においては訴訟指揮を行い、その果す役割が極めて重大であることはいまでもありません。一つの事案は、本来、同一構成員により証拠調から判決までなされるべきであり、これがなされてはじめて認識と決断の不可分性が保たれるのであります。認識なき決断は盲目であり、

盲目的裁判による国権力の発動は積極的であれ消極的であれ、暴力であります。そして、裁判に要求される認識は、言葉の深い意味における認識であって、文字という、事実の一部のみしか伝え得ない伝達手段によっては、即ち訴訟記録のみによっては、とうてい到達することができないのであります。

特に本件訴訟は、わが国最初の原子力発電所の安全性の有無に関する訴訟であって、過去に同種の裁判の経験のありようがなく、従って他の経験とそれに基づく推理想像によって行間の空隙を埋めることは不可能であります。

又、事案の判断に必要な知識の習得についても、一夜漬はおろか、どんなに集中しても短日月には不可能であります。多数の参考文献を通読して身につくものでもありません。証人尋問という緊張をはらんだ場に、適当な間隔をおいて臨み、その都度、時間をかけて文献（書証）を読むことを通じてはじめて知識の蓄積が可能となるのであります。

更に、証人の証言の信憑性の判断を裁判所が行う場合、証言態度から窺える証人の人格、信頼性に対する判断もまた極めて重要な役割を果すものと考えられます。これは裁判の本質たる直接主義の要請であり、本件訴訟において直接審理に当たっておれば、原告らの主張の正しさはすでに判然と裁判所において認識されているものと確信する次第であります。

本件においても遺憾ながら裁判所の構成は何度か変わったわけではありますが、裁判長のみは、第6回口頭弁論において渡辺裁判長から村上裁判長に交替して以来、前回まで変わることなく村上判事が担当してこられたのであります。

前回の合議体の構成員の中で、全証人尋問に立会い、本件原子力発電所の現場検証に立会われたのは、村上裁判長唯一人です。検証という五感による知覚を、特に本件原子炉の如き対象物の場合、検証調書から感知することは不可能です。本件審理の大部分、証拠調のすべてに関与されたのは村上裁判長のみであり、本件審理における認識と判断の一体性が保証されるには、村上裁判長の判決への合議参加は必要不可欠です。

従って、審理の終結に近い現段階において裁判長を突然交替させることは、2年余にわたって漸く蓄積、形成されてきた、わが国最初の原子力発電所の安全性に関する裁判長の認識と理解を灰燼に帰するに等しいことであり、これは著しく公正な裁判への期待を裏切ることであるばかりでなく、原子力発電所運転開始による危険の不安にさらされ、早期判決を願う原告ら住民にとっても、早期判決のため多大の犠牲を払って日夜努力してきた原告代理人においても、耐えがたく、絶対に容認できないことでもあります。又、公正な裁判を願い、本件判決を見守る多数の国民にとっても、ことは同様であります。

私達は、これまでになされた審理の過程を通じて、原告らの勝訴はすでに誰の目にも明白であると確信する次第ですが、今迄の日程に従って早期結審、判決を行おうとすれば、裁判長は本件についての十分な認識に到達することなく決断を強行しなければならぬ結果となります。正しい認識に基づく決断という要請を満たそうとすれば、全く不必要な訴訟遅延を引き起こし、原告ら周辺住民に回復し難い損害を与える恐れがあります。著しい訴訟経済上の損失と訴訟遅延は数年来

最高裁判所の提唱している「迅速な裁判」「訴訟促進」の理念に反するものであります。

然るに、「訴訟促進」の提唱者であり、司法における最高の責任者である最高裁判所が、訴訟の進行状態におかまひなく、訴訟遅延を招来することの明かな人事異動を機械的に行うとすれば、これ程訴訟関係者や国民の期待を裏切り愚弄するものはありません。現に最高裁判所の過度の訴訟促進の奨励のために、下級裁判所では事案の違いにかかわらず画一的に是が非でも一ヶ月以内に次回期日を定めようとする形式主義がはびこり、笑えない悲喜劇が随所で生じているのであります。それ程「訴訟促進」に熱心な最高裁判所が、自ら「訴訟遅延」を惹き起こすことは、絶対に許されないことであり、「人事の平等」という美名によっては、とうてい正当化できないものであります。「人事」はあくまで、国民のためのより良い裁判の実現のために行われるべきであって、国民を忘れた人事が許されてよい筈がありません。

また、もし、結審間近か、少なくとも安全性に関する重要な証人尋問が殆んど終了した時点において、突然裁判長を交替させたとしても、従前の予定に従って結審すればよく、何ら「訴訟遅延」を惹き起さないとすれば、それは、本件が極めて多岐にわたる争点を有し、従って真の認識への到達に要する時間、直接性の要素をすべて無視するものであって、最高裁判所自ら認識なき決断を強行させようとしているに等しいことでもあります。これは、裁判自体の「安全性」にとって極めてゆゆしいことと言わねばなりません。「迅速な裁判」、「真実の発見」という裁判の二大要請のいずれかを必ず犠牲にするものであります。

更に、原告ら周辺住民、本件訴訟に関心をもつ多数の国民は、本件の突然の裁判長の交替を単なる転勤期における機械的人事異動とは受けとめておりません。村上判事が松山地裁から名古屋高裁へ移り、名古屋高裁から植村秀三判事が松山地裁へ、この時期に移る、即ち、完全な交替が行わねばならない必然性はまったく理解できないことであります。年度の途中における所長就任は少からずありますし、複雑な事案を担当している場合には、年度の途中まで転勤を遅らせることは少からずあることであります。

本件の場合、完全な二者間の交替でありますから、交替を一年遅らせるか、少なくとも本案判決、あるいは執行停止に対する判断まで待つことも可能であり、それによって他の裁判官の移動に支障を来すこともありません。私達、裁判所の慣行を多少知る者にも、又、知らない者にも、極めて唐突、奇異の印象を免れ得ません。

労働事件において、外形は人事権の行使に見えながら、決定的意思において組合活動への支配介入とみられるときには、不当労働行為として違憲無効とされることは確立された判例であります。

私達は、最高裁判所の本件裁判長交替の意図が那邊にあるかを知る由もありませんが、原告ら住民には不利益のみをもたらし、日頃の最高裁判所の理念にも反し、合理的理由を欠く交替が、被告国側が安全性の立証に窮した現段階において、何の予告もなく突然行われたということには、重大な疑念を持たざるを得ません。

原告の中には、新任の裁判長の、これまでのいわゆる安中公害裁判における被害者であ

る原告側に対する態度等に照らし、このような移動は、司法行政に名を借りた具体的事件への介入であるとの感想をもつ者さへあります。少くも、最高裁判所が日頃提唱される「公平らしさ」を著しく欠いた印象を免れることはできません。

これは、国民の裁判所に対する信頼の確保の観点から、極めてゆゆしいことであります。

私達は、最高裁判所の人事が内容において公平であるばかりでなく、外見においても「公平らしさ」を少しも傷つけることのないよう強く望むものであります。

以上、るる述べてきた理由により、私達は最高裁判所に次のことを要請します。即ち、村上悦雄判事を、本件判決まで裁判長として留まれるよう松山地裁の転補を命じていただくことであります。

名古屋高裁から松山地裁まで出張されることは、少からぬ負担であることは承知しておりますが、月一度のことであり、原、被告代理人も東京、大阪から出張して来ているのであって、著しく困難なことではありません。又、引き続き担当される場合には、何年も要することではなく、あと数開廷で結審できることは目に見えております。

従って、名古屋高裁の他の裁判に与える影響も、さして大きいとは考えられません。

新裁判長がゼロから専門知識を習得するために払う労働をはじめ、今迄に全訴訟関係者が費して形成した成果、裁判所全体の訴訟経済を考えれば、はるかに望ましいことであります。

これは、原告ら住民から見れば、当然のことと云っていいことであります。

又、このようなことは過去に例のないこと

でなく、大阪地裁の裁判長が最高裁事務総局付を命じられた後も従前から担当していた事案の判決まで、東京から大阪まで月一回程度出張された例をはじめ、いくつかの例のあることであります。

私達は、裁判所のあるべき姿、本件事案の複雑性、審理の段階、原告らの受ける不利益の重大性に鑑み、慎重に考慮の結果、敢えて右のごとき要請を行う次第であります。不必要な訴訟遅延を避けるため転補を命ぜられるかそれに代る措置を速かに講じられるよう強く要請致します。

なお、本件訴訟を遅延させるわけにはいきませんので、来たる5月13日までに結論を出され、御通知下さるようお願いいたします。

昭和52年4月20日

伊方発電所原子炉設置許可処分
取消請求訴訟弁護団

原告ら訴訟代理人

弁護士	新谷 勇人
同	井門 忠士
同	浦 功
同	岡田 義雄
同	奥津 亘
同	熊野 勝之
同	崎間 昌一郎
同	佐々木 斉
同	柴田 信夫
同	菅 充行
同	田原 睦夫
同	仲田 隆明
同	中元 視暉輔
同	畑村 悦雄
同	平松 耕吉
同	藤原 周周

同	藤原 充子
同	分銅 一臣
同	本田 陸士
同	藤田 一良

最高裁判所 御 中

「原告団から」

伊方原発行政訴訟担当裁判長
更迭について

抗議並びに要請書

伊方原発は本年7月の運転開始を目前に控え、48年来行なわれている設置取消しの行政訴訟及び執行停止を求めて、一日も早く決定が急がれていることはよく御承知のことと申します。この時期に於て、今回担当裁判長を更迭されましたことは地元住民の悲願をじゅうりんする司法行政の介入と断ぜるを得ません。

私達は、伊方原発の近隣で、農業や漁業を営んで生計をたてている地元住民であります。

昭和45年、四国電力がここに原発設置を決定して以来、もう8年間も反対運動を続けてきました。当初から四国電力、県そして町では、原発は絶対に安全、地域開発になると称して、反対する者には、無知なるが故に特定のイデオロギー団体に利用されている等とあって、建設工事を強行して来たのであります。私達の町はそれまでは貧しいけれどもことに平和なところでありました。しかし原発問題がおきて以来、反目と抗争、暗い息苦しい生活の場と化してしまいました。四電は、農地法違反、里道の無断破壊、漁業権放棄や土地取得にみられるように違法不当、公序良俗に反する行為の連続でありました。

この四電の行為に対し、国、県、町の態度は、右違法不当を黙認、追認することで四電に手を貸し、原発の建設を強行してきたのであります。一方、反対住民に対しては、警察権力の介入で運動を弾圧、住民の日常活動をも脅やかされる状態でありました。愛媛県知事は、反対住民との面会には応じようとせず住民の声を一切聞こうとしない姿勢を今日までとりつづけているのであります。しかし私達は、四電や行政のこうした姿勢にもかかわらず、国の原発行政に一条の望みを託してきました。特に安全審査に関しては、政治的、経済的の思惑や圧力を排し、科学的に住民の安全を中心として、公正なる結論がでるものと期待していたことはいうまでもありません。しかしながら安全審査は、われわれの期待に反し、私達素人にもわかるような、ズサンな非科学的、政治的、電力企業的な結論となっていたのであります。

そこで私達、郷土を愛する心情ひいては国の将来を憂う考えから、止むに止まれず、許可処分に対する異議申立、行政訴訟を行い、今日に至っておるのであります。

私達住民は、因より争いを好みません。特に裁判については、常に弱い者が不利の立場におかれ、負かされ、たとえ裁判に勝ったとしても長期間の年月を要し、生活的な効果がほとんどなくなっている日本裁判の歴史を思うとき、裁判をすることには非常な不安がありました。原発の安全性について不安をいだけ大勢の学者や市民に援けられ、今日まで行政裁判をつづけてまいりました。

昭和48年12月20日第1回公判以来、数多くの公判資料が揃えられ、又原告、被告ともども、事、原発に関しては一流の学者等

が証人として証言を行い、関係者は勿論、原発の安全性に関心を持つ多くの国民が理解を深めたことはいうまでもありません。公判が進むにつれて、特定の専門家のみが識る問題であった原発の安全性が、国民の前に明らかになり、同時に危険性も明らかになってまいりました。この国民的意義は非常に大なるものがあると思うのであります。この意義深い公判、しかも現在結審を直前に控えた大事な時期に、担当裁判官の突然の異動はわれわれ国民のどうしても理解できるものではありません。司法行政の策謀を感じない訳にはまいりません。しかも先頃世論のきびしい批判をあびた鬼頭判事補の問題もあるように、今日国民の多くが裁判官全体に対し不安と疑惑を抱いているとき、新任の植村裁判長が住民に対し全く理解を示さない経歴を有する人物であるとき心ある多くの住民はこの裁判について黒い影を抱かざるを得ないと思うのであります。たとえ公正な裁判官であったとしても、村上裁判長が公判でいっていたように「むつかしい問題だから平易に説明するように」と弁護人や証人の学者に促していたことでもわかるように、むつかしい問題をしかも村上裁判長によって、証人調べ、証拠調べがほとんど終わろうとしているこの時期における裁判長の更迭は、公判を振り出しに戻すか、ものの本質がわからぬままに危険な判断をする結果になるのではないかとおそれるのであります。裁判官がいくら個人的に公正だと考えたとしても、これまでの証人の証言態度、微妙なニュアンスを知らない等のために、事実の解明も出来得ないことはいうまでもなく、どうして国民的に納得のゆく判断が出来るでありませんか。

ここに原告・地域住民はもとより、全国民が納得出来る判決を求めるため、今回の人事異動を白紙撤回、もしそれが不可能であれば、原告側弁護団がいうように村上裁判長の転補により、公判を進めるよう強く要求するものであります。

昭和52年4月27日

伊方原発反対八西連絡協議会

伊方発電所原子炉設置許可処分

取消請求訴訟原告団

代表 川口寛之

国側の意見書を読んで

原告側からの執行停止申立の理由補充書に対し、国側が提出した意見書を、前号(1644)に紹介しましたが、それに対して、山口県阿武郡田万川町の2名の会員の方から、以下のような感想が寄せられてきました。

憤りはやがて悲しみに

田万川町は48年始めより、中国電力の原発基地として狙われる破目となり、伊方訴訟の始まったのが同年5月。私共は町を守る為に、この訴訟の応援者450軒、内ニュース読者350軒(町内1680軒)。学問上の認識の上に立っての反対は強固な砦となり、中電に申し込ませる隙のない態勢作りでがんばっている所です。これまで毎月発行された訴訟ニュースには、一昨年11月より始った証人しらの双方のやりとりを、法廷そのままの記録を載せて配られたので、全く貴重な証拠が全国何千人もの読者の手元にあるわけで、私共無学な田舎者でも、繰り返し繰り返し読んで原発のイロハから勉強するのにこの上ない

テキストとなり、それこそ、レムからキューリー、半減期と、赤坊の手を取るような説明を混えながら、原告、被告を代表する専門家方のやりとりから、特に被告代理人のおん大、原子炉安全専門審査会長、東大教授内田先生等、如何に追いつめられ、しどろもどろであったか。目の当りに見るような気でニュースを読んで来た者の一人として、この度の国側意見書を読んで、全くあまりにもお粗末と申しましようか、支離滅裂と申しましようか、これが私共のすべてを託している我が政府の意見書とは――、憤りはやがて悲しみに変わりました。

先づ第一に申し度いことは、私共原発に狙われている田舎者にとって、都市周辺は火力、過疎地は原子力と立て分けられ、「危いから田舎へ来るのだらう」と推察していた所、意見書の五「原子炉の立地、敷地の適合性、1. 万一の事故に備えての立地条件、万一の事故を想定した場合において……略…第一に原子炉からある距離は非居住区域であること、第二にその外側は低人口地帯であること、第三に原子炉敷地は人口密集地からある距離丈離れていることが必要とされている」と。全く堂々と居直って、万一の場合は田舎者を犠牲にする、と言うのですから、まさに私共の推察は当たりました。もし原発を防ぎ切れなかったら永久に生存をおびやかされることになる。この文により、全国の原発はますます立地難に追い込まれる破目となりましよう。絶対に事故が起らない自信があるのなら、何故事故を想定するのか? E C C Sも「モデルと実用炉は違う、多重防護がある」と言い切っているから、一つ伊方でパイプ破断を作り、実験し、身を以って多重防護作用の働く所を全

国民に公開し、安心させたらどうか？ 立地難はすぐ片附く。

第2に、本件原子炉から放出される放射能物質による被曝線量の項「低線量の放射線被曝が生物に与える影響についての純学問的論議はともかくとして」とは。私共この狭い国で原発に狙われるからこそ、低線量の被曝が子孫に与える影響についての学問上の証拠、紫つゆ草、しょうじょうばえ等、何千万個という細胞の変異の数値について、真剣に勉強しているものです。学問上の証拠こそ唯一のよりどころ。文書の上で如何に原発からは微量しか出ない、0.0006レムだの何のと堂々と書いてみても、紫つゆ草は知っています。その変異の数値から0.05レム以下に押えることは無理、今の技術では出来ないことを認めているからこそ、学問的な論議はともかくとしてと仰るのです。私共は、だますことの出来ない紫つゆ草の変異から逆算して、放出放射能の量を自らの手で測定することが出来ることをお忘れなく。

第3に、「国側意見書」に何度となく出て来る「高度の専門技術的問題」として、「原子力学会ではないから、公開討論会の場ではないから、国会ではないのであるから」とか、「説明の巧拙が正邪を分つ。申立人らは空虚な言葉のラ列、言葉のトリックというべきもの」等、聖なる法廷を三文小説的に扱い、暗に執行停止の命令の下されるのを恐れてか、裁判所には無理と言わんばかりの書き方。明らかに行政の司法への介入が感じられる。けれ共、何にも難しいことはない。一例をあげれば、一昨年文書提出命令によって、しぶりしぶり出された国の安全審査の基準をあげた文でも事足りる。「安全審査における災害評

価」は起り得る事故の想定は、学者、行政共一致していながら、環境に放出される放射能の量は、学者の計算では200000000キューリーになるのに対し、国側の計算は実に994キューリー、全く驚く勿れ2万分の1もの過少評価。このケタ違いの食い違いが、あらゆる食い違いのポイントになっている。

こゝで思い出すのは昨夏、田中前総理が逮捕されたことです。法廷は何物の介入も許すことなく、あくまでも公平な判断が下される所であって下さい。国民の唯一の寄り所です。この裁判は、国の原子力行政を憂う全国の有志の応援、カンパにより支えられているのです。（小野 都）

為政者よ恥を知れ

伊方訴訟ニュースに掲載の国側の意見書を読んだが、政府の原子力行政のよい加減さ。安全審査に於いて、人権並びに、環境権が無視され、過去の原子力船「むつ」の放射能もれ事故、各地既設原発の相次ぐ事故、故障、稼働率が50%を割った現在に於ても何等反省の色が示されていない。国民も何時までも、馬鹿ではない。反対運動が起るのも当然である。

政府、企業は最近盛んにエネルギー危機を唱え、原発建設の必要性のPRに懸命であり、これに反対するものは、非国民の如き印象をあたえんとしている。

権力の世界は、無法の世界であり、自己の慾望も権力によって達成することができる。又国を亡ぼすものも権力である。

よくも、ぬけぬけとこんな意見書が国として提出できたものであると、今更ながら、原子力行政における政府の鉄面皮に驚いている。

字の読めない人を文盲といふ。巨大な原子科学に対しては、一般国民は文盲に等しい。しかし国民も何時までも文盲ではない。黒を白と誤魔化し通せるものではない。

学問の権威が確定していない「専門家」、あるいは、原子炉運転による農水産物に対する影響及び温排水の影響についても、原子炉の安全性の問題とは全く無関係、などと為政者の良識を疑がいたくなる。

憲法によって基本的人権を保障されている以上、地域住民にとって又地域の環境にとって安全であるかどうか、といふことが優先しなくてはならないと思ふ。

悪魔の世界には住むことが出来ても、人間の世界には、住むことの出来ない原子力施設。人類と又地域産業と共存共栄の対策が示されない限り、権力に立向かって行かざるを得ない。社会正義のために。

伊方訴訟を担当しておられる諸先生方の苦労、訴訟ニュースを読むたびに、ひしひと身に感ずる。

「子孫のために、美田を買はず」といふ諺があるが、伊方訴訟に於て、子孫のために、美田を買ふために一層の御精進あらんことを御願ひする。(福田正一)

国側「意見書」(第2部)を提出

国側は、「意見書」の第2部で、伊方原発の安全審査の正しさをのべると予告していましたが、さる4月中旬、それが提出されました。原告、弁護団では、さぞや強力な反論があらわれることだろうと期待していたのですが、中味を見てびっくり。何と、安全審査報告書の結論の丸うつしといったひどいもの。「どうしようもないのだろう」とは、手ぐすね引いていた弁護士諸先生の弁。

「夏のカンパ」のお願い

最高裁の不当な人事により、夏までの結審という予想は、少くとも数ヶ月遅れることは確実となりました。裁判の進行によっては、現場検証や証人調べの、ある程度のやり直しも必要になるかも知れません。皆さん方のご協力で、準備書面(12)は予想外に各地でご利用いただき、事務局にも全く残部が無いという嬉しい悲鳴をあげています。会計にも大きく寄与しましたが、しかし、相変らずのやりくり算段を続けています。法廷での新しい反撃の物質的保証として、「夏のカンパ」をお寄せ下さいますようお願いいたします。

会計報告 ('77.4/11~5/13)

収入

会費	53,000
ニュース購読料	61,450
カンパ	44,600
準備書面売上金	370,000
計	529,050

支出

ニュース代金	76,000
郵送料	13,750
為替手数料	945
弁護団松山地裁行動	98,800
(交通費)	43,800
(行動費)	45,000
(宿泊費)	10,000
第22回公判援助費 (航空券予約代金)	107,420
コピー代	14,085
資料費	5,550
会場費	3,000
事務用品費	4,590
計	324,140

差引

借入金合計	204,910
(借入金返済)	
借入金合計	974,068